

秋田県能代市、三種町および男鹿市沖における
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（案）

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

座標番号	緯度				経度			
(1)	北緯	40 度	10 分	34 秒	東経	139 度	59 分	40 秒
(2)		40 度	10 分	46 秒		139 度	57 分	20 秒
(3)		40 度	09 分	27 秒		139 度	56 分	05 秒
(4)		40 度	07 分	59 秒		139 度	55 分	39 秒
(5)		40 度	05 分	13 秒		139 度	54 分	10 秒
(6)		40 度	02 分	41 秒		139 度	52 分	04 秒
(7)		40 度	02 分	55 秒		139 度	52 分	54 秒
(8)		40 度	02 分	44 秒		139 度	54 分	39 秒
(9)		40 度	02 分	20 秒		139 度	55 分	23 秒

秋田県能代市、三種町および男鹿市沖における
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（案）位置図

